

まんが王国・土佐ポータルサイト コンテンツ制作委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

まんが王国・土佐ポータルサイト コンテンツ制作委託業務

(2) 事業の目的

「まんが王国・土佐」に関する情報を一元化して効果的に発信することを目的として開設された「まんが王国・土佐ポータルサイト」は、現在イベントの情報発信に依存したページビューとなっているが、まんがファンにとって魅力あるものとし、常に月間の訪問者数を10,000人以上とすることを目標に、まんが王国・土佐ポータルサイト内に新たなコンテンツを制作する。

(3) 事業内容

別添「まんが王国・土佐ポータルサイト コンテンツ制作委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

（委託契約締結日）～平成28年3月25日（金）

2 見積限度額

972千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「まんが王国・土佐ポータルサイト コンテンツ制作委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 企画提案の決定方法

公募型プロポーザル方式により、企画提案者を広く募集します。

5 募集要領

別途「まんが王国・土佐ポータルサイト コンテンツ制作委託業務公募型プロポーザル募集要領」を定めます。

6 契約の相手方の決定方法

企画提案者から提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者とまんが王国・土佐推進協議会（以下「協議会」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。10日（土・日・祝日を除く。）以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うこととします。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとします。

- (1) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

8 質疑と回答

質疑は平成27年5月25日（月）14時までに、別紙「まんが王国・土佐ポータルサイトコンテンツ制作委託業務公募型プロポーザルに関する質疑書（別記第1号様式）」により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）FAX又は電子メールで受け付けます。質疑と回答の内容は、平成27年5月28日（木）までにまんが王国・土佐ポータルサイト上に掲載します。

9 参加申込

プロポーザルに参加する事業者は、別紙「参加申込書（別記第2号様式）」を提出させる。なお、参加申込み提出後の辞退は認めません。

(1) 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

(2) 提出期限

平成27年6月3日（水）14時必着

(3) 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁本庁舎5階 高知県文化生活部まんが・コンテンツ課内
まんが王国・土佐推進協議会事務局 担当：小松
TEL 088-823-9711

10 企画提案書の作成

別途「まんが王国・土佐ポータルサイト コンテンツ制作委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」及び「仕様書」を定めます。

11 審査委員会の実施

別途定める「まんが王国・土佐ポータルサイト コンテンツ制作委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき書面審査により実施します。

12 審査結果

審査結果は、平成27年6月下旬に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には開示の対象となります。

13 日程

平成 27 年 5 月 12 日 (火)	公募開始
平成 27 年 5 月 25 日 (月) 14 時	質疑書提出締切
平成 27 年 5 月 28 日 (木)	質疑書の回答をポータルサイトに掲載
平成 27 年 6 月 3 日 (水) 14 時	参加申込書提出締切
平成 27 年 6 月 19 日 (金) 14 時	企画提案書の提出締切
平成 27 年 6 月下旬	審査委員会(書面審査)
平成 27 年 6 月下旬	審査結果通知

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(協議会内及び審査委員会での使用に限ります。)することができます。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には対象文書として原則開示します。
なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙(別記第 3 号様式)により提出してください。ただし、開示・非開示の判断は、提出された書類を参考として、同条例に準じて協議会が客観的に判断することとします。

15 問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号
高知県庁本庁舎 5 階 高知県文化生活部まんが・コンテンツ課内
まんが王国・土佐推進協議会事務局 担当：小松
TEL 088-823-9711 FAX 088-823-9296
E-mail 141701@ken.pref.kochi.lg.jp

16 その他

- (1) 参加申込み提出後の辞退は認めません。
- (2) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません。
- (3) 企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とします。
- (4) 作成するコンテンツ等成果物に関する著作権等の知的財産については、すべてまんが王国・土佐推進協議会に帰属することとし、受託者は著作者人格権を行使しないこととします。また、既に著作権を有する漫画、イラストなどについては作成者の使用の許可を得ることとします。
- (5) 次の各号に該当した場合、参加者は失格とする場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、協議会職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
 - エ 虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
 - オ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しない場合
 - カ 企画提案書に記載された見積額が本要領に規定した見積限度額を上回った場合
 - キ その他、失格とすることが適当であると認められる事実が判明した場合

【参考】高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者

国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの